

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

利用料について

満3歳児から5歳児を対象に、利用料が無償化されます

- ※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- ※ 年収360万円未満相当世帯の子ども、第3子以降の子どもについては、おかず・おやつなどの副食費が免除されます。(多子世帯のカウントは小学校3年生までが対象です。)

預かり保育について

月額1万1,300円まで無償

共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子どもが対象。

利用日数に応じて月額の上限額は変動。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要です。

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書の提出について」とお知りください。

(問合せ先)

常総市役所保健福祉部こども課
〒303-8501 常総市水海道諏訪町3222番地3
TEL:0297-23-2111(内線:1310・1320)